

協議第 2 1 号

各種事務事業の取扱について

合併協定項目 C - 1 4 各種事務事業の取扱について次のとおり提案する。

平成 1 6 年 1 1 月 9 日

風連町・名寄市合併協議会
会 長 島 多 慶 志

その他必要な協議項目	C - 1 4	各種事務事業の取扱について
別紙のとおり		

平成 1 6 年 1 1 月 9 日 確認

風連町・名寄市合併協議会

別紙

各種事務事業の取扱

【1】総務企画部会

- ・定住促進事業の取扱
風連町が実施している定住環境促進事業及び定住促進家賃助成事業は、平成19年 3月 31日までの制度であるため合併特例区の事業とし、その後見直しをする。
- ・その他行政バスの取扱
当面、現行のとおりとするが、新市において利用対象範囲、利用者負担について検討し、相互調整を図り有効活用する。
- ・使用料・手数料の取扱（各種証明等）
 - 1) 閲覧手数料は1回200円とする。
 - 2) 固定資産に関するコピー料については、1件200円とする。
 - 3) 固定資産評価証明書及び営業証明手数料は1件300円とし、住宅家屋証明については1件1,300円とする。
- ・消防署関係業務の取扱
 - 1) 複雑多様化・高度化する消防需要に即応するため、救急・救助を含めた警防体制を整備し予防消防を徹底する。また、消防団のあり方を協議する。
 - 2) 業務の一体性を速やかに確立するため、合併までに出動計画等の統一を図る。

【2】住民生活部会

- ・戸籍・住民事務の取扱
 - 1) 住民票写しの手数料については1通200円とする。
 - 2) 年金現況証明については、公的年金に関するものは、無料とする。
 - 3) 登録原票記載事項証明については、1通200円とする。
- ・交通安全指導員について
 - 1) 風連地区・名寄地区・智恵文地区の指導員代表者とともに合併までに組織の統合について調整する。
 - 2) 指導員の待遇（報酬、費用弁償等）に差があるので合併時に統一する。
- ・特別養護老人ホーム等の取扱
風連町のしらかばハイツ及び在宅介護支援センター並びにデイサービスセンターについては、合併後、社会福祉事業団運営等に移行する。
- ・保育料等の取扱
11月5日現在協議未了

【3】保健福祉部会

- ・ 生きがい活動通所支援事業
利用料金について若干の差があるが、介護保険の報酬額から算出された名寄市の例を基本に新市において統一する。
- ・ 外出支援サービス
 - 1) 外出支援サービス事業については引き続き道の補助制度を利用しながら継続する。
 - 2) 利用料金については、一部負担を原則に新市において統一する。
- ・ 軽度生活援助事業・生活管理指導事業
両市町が選択している北海道の補助メニューは、新市においても引き続き実施する。
- ・ 軽度生活援助事業（除雪サービス事業）
 - 1) 名寄市は除雪業者による機械除雪、風連町は高齢者事業団による手作業除雪と内容に差があるため、名寄市の事業内容に として風連地区のみを対象とした手作業による玄関前等生活通路の除雪を加える。
 - 2) 料金体系については、新市において検討する。
- ・ 高齢者交通費助成制度
新市における交通状況を勘案し、新市において総合的見地から検討する。
- ・ 敬老事業
交付額・対象年齢の差は新市において統一する。
- ・ 在宅介護支援センター
厚生労働省の方針により「在宅介護支援センター」から「地域包括支援センター」への移行案等が示され、今後、福祉の制度が2005年度以降大きく変化する可能性があり、合併準備期間中に新たな制度も視野に入れ充分協議を重ね、新市においては新制度として統一していく。
- ・ 介護保険低所得者利用負担軽減対策補助、介護保険料の減免
 - 1) 利用者負担軽減対策の道費補助事業のうち名寄市のみが実施している社会福祉法人減免については、新市において両市町同じ取扱いとして引き続き実施する。
 - 2) 名寄市が実施している単独事業の介護保険サービス利用者負担額助成措置事業は、上記の社会福祉法人減免と同様に、新市においても継続する。
 - 3) 介護保険料の低所得者減免制度については、国の制度を見極め、新市において検討する。
- ・ 各種検診・精密健康診査等
 - 1) 乳児・1歳6か月児・3歳児に関する精密健康診査については、相違がなく引き続き実施する。
 - 2) 対象や検査項目の一部に違いのある各種がん検診については、両市町の受診状況を分析した上で合併時に統一する。
 - 3) 個人負担の相違については、委託先を統一する等して、極力増加させないことを基本に適正額を設定し統一する。
 - 4) 高齢者のインフルエンザワクチン助成事業については、名寄市は13年度から制度周知の意味もあり助成額2,000円としていたが、実施後5年を経過することから新市においては風連町の例により助成額1,000円に統一する。

【4】産業経済部会

- ・農業後継者奨学金貸付事業の取扱
合併後も名寄市の例を基本に制度内容を調整し存続する。
- ・新規就農者支援事業の取扱
合併後も名寄市の例を基本に制度内容を調整し存続する。
- ・嘱託登記業務、手数料の取扱
新市の農業委員会において協議し、新市の手数料徴収条例の中で調整する。

【5】建設部会

『負担金・補助金の取扱』

- ・公共下水道排水設備改造資金補給事務の取扱
新市において当分の間は、現行のとおり存続し調整を図る。
- ・個別排水処理（合併浄化槽）使用料等事務の取扱
合併後に調整し統合する。
- ・街路灯設置及びその電気料事務の取扱
街路灯の設置基準及び電気料の負担、修繕料に相違があるため、合併後に調整し再編する。

『使用料・手数料の取扱』

- ・水道料金に関する事務の取扱
住民負担に対する変化を緩和するため、当面はそれぞれ合併後も存続し、3～5年かけて料金体系等の統一を検討し、調整を図り統合する。
- ・下水道使用料に関する事務の取扱
 - 1) 負担公平の原則から基本水量・料金は細則、内規等を調整し合併後5年を目処に統合する。
 - 2) 手数料については合併時に調整し再編する。
- ・個別排水処理（合併浄化槽）使用料事務の取扱
新市において住民生活に支障が生じないよう調整し合併後に統合する。

『分担金・負担金の取扱』

- ・下水道負担金・分担金に関する事務の取扱
事業区域内を負担区として調整し合併時に統合する。また、減免規定についても調整し合併時に再編する。
- ・個別排水処理（合併浄化槽）使用料の取扱
新市において調整し合併後に統合する。

『財産の取扱』

- ・水道企業債に関する事務の取扱
水道企業債は新市に引き継ぎ、調整のうえ統合する。
- ・下水道企業債に関する事務の取扱
下水道企業債は新市に引き継ぎ、調整のうえ統合する。

『住民生活に深くかかわりのある事務の取扱』

- ・道路除・排雪事業の取扱
一体性確保の原則から合併後、特例区期間内（5年）に調整し再編する。

【6】教育部会

- ・施設整備計画の策定(小・中学校)
新市において策定される総合計画で調整を行うこととする。
- ・使用料・手数料の取扱(小・中学校の体育館・グラウンドの開放事業)
 - 1) 新市においても学校開放事業は継続する。
 - 2) 使用料については、合併後も当面は現行のとおりとする。
 - 3) 新市の市民は互いの施設を有効に利用できるものとする。
- ・使用料・手数料の取扱
(教育・スポーツ以外の施設：風連町福祉センター、名寄市民文化センターなど)
各施設の使用料については、新市においても当面は現行のとおりとする。
- ・使用料・手数料の取扱
(教育・スポーツ施設：風連町B&G海洋センター、名寄市スポーツセンターなど)
各施設の使用料については、新市においても当面は現行のとおりとする。
- ・事務機構及び組織の取扱(図書館)
 - 1) 合併後に風連町公民館図書室を図書館法図書館として位置づけ存続する。
 - 2) 図書館協議会については、新市において改めて設置する。
- ・事務機構及び組織の取扱(学校給食センター)
 - 1) 合併後に風連町学校給食センターを名寄市学校給食センターに統合する。
 - 2) 運営組織・職員配置・配送方法・地場製品の活用等については新市において調整する。

各種事務事業の取扱

【2】住民生活部会

・ごみ処理の取扱

- 1) 「リサイクルごみ」については無料とし、埋立、炭化ごみについては有料とする基本にたち、両市町で差異のあるプラ容器ごみの回収については無料とする。
- 2) 現在名寄市では実施されていない「紙製容器」のリサイクルについてはストックヤードの確保、モデル地区の先行実施等を経て本格的に実施する。
- 3) 両市町は合併後も「分別排出」を更に強化・徹底し、リサイクル化・減量化に最大限努力していく。
- 4) 最終処分場への搬入は双方にある処分場の長期使用を可能とするため、風連地区処分場を「家庭用ごみ」、名寄地区処分場を「事業系ごみ」の搬入場所と指定する。違いのある料金体系については家庭用・事業系の区分により新市において調整する。
- 5) 両市町で違いのある有料ごみ袋の販売委託手数料については名寄市の例により売上額の7%（プラス消費税）とする。

・集会施設の取扱

- 1) 行政が維持管理を行っている施設については地域による自主管理を基本とする。風連町の施設については地域組織と協議を進めながら協議が整った施設から地域組織へ維持管理を委託する。
- 2) 地域会館等の新築・改築・補修等に関する補助金交付の基準については、地域の実情を勘案し合併時に新市の基準を統一する。

・行政区、町内会組織の取扱

特例区設置期間の5年間は現行の制度を存続し、その間に将来の形態について充分協議を重ねていく。また、両市町とも構成戸数等の問題で再編を必要としているためそれぞれの組織で効率的な活動が展開できるよう努力していく。

【3】保健福祉部会

・保育料等の取扱

- 1) 風連町の保育料については、平成18年度から3年間は現行のとおりとする。その後7年間で新市において定める保育料に段階的に統一する。
- 2) 遠距離通所・通園助成事業については、風連地区に居住する者が同区内の施設に通所・通園する場合に限り合併後も存続し、現風連町が行っている遠距離通学助成との整合を図る。
- 3) 子育て奨励費・幼稚園就園奨励事業については、風連地区に居住する者が同区内の施設に通園する場合に対し継続する。また、私立幼稚園就園奨励費及び私立幼稚園振興費補助金については、名寄地区に居住する者が同区内の施設に通園する場合及び名寄地区内の施設に対し継続する。
- 4) 2及び3の事業については、合併特例区が終了する際改めて必要な調整を行う。